

市有財産貸付の申込要領

【一般競争入札】

- 配布期間 令和8年5月1日(金)～5月27日(水)
- 現地見学会の申込期間 令和8年5月1日(金)～5月27日(水)
- 現地見学会の開催 令和8年5月29日(金) 午前10時～
- 入札参加申込の受付期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)
持参する場合は、午前9時～午後4時30分
※ 閉庁日は受付を行いません
- 入札期間 令和8年7月17日(金)～7月31日(金)
持参する場合は、午前9時～午後4時30分
※ 閉庁日は受付を行いません
- 開札日時 令和8年8月3日(月) 午前10時から
- 開札場所 廿日市市役所5階 501会議室

【お問い合わせ】

廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課 資産マネジメント係
(廿日市市役所4階)

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-20-0001(内線1497、1494)

ファクシ 0829-30-9180

廿 日 市 市

—— 目 次 ——

	ページ
貸付物件一覧	1
申込みから貸付けまでの流れ	2
一般競争入札参加申込要領	3
1 申込みの受付	3
2 入札参加者の資格等	3
3 入札参加申込みの方法等	3～4
4 貸付契約に係る特約事項	5～7
5 入札参加資格証の交付	7
6 入札並びに及び開札の日時及び場所	7
7 入札保証金	7～8
8 入札	8～9
9 落札者の決定	9
10 開札結果の通知	9
11 契約保証金	9
12 賃貸借契約の締結	9
13 公表	9
14 その他	9～10
15 暴力団等排除措置要綱等	10～12
物件説明書（物件調書、位置図・公図等、現況写真）	

※添付書類

（一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書、誓約書、役員等一覧、辞退届、委任状、口座振替依頼書、入札書を封入する封筒の作成例、現地見学会参加申込書兼受付書）

貸付物件一覧

入札1

建 物	所在地	(住居表示) 廿日市市津田1147番地10		
		(地番) 廿日市市津田字江尻1147番10及び1154番3		
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建		
	種類	事務所・車庫	新築年月	平成元年10月
	床面積	1階 316.11㎡ 2階 112.50㎡		
賃貸方法	借地借家法(平成3年法律第90号)第38条に規定する定期建物賃貸借契約			
附属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・減菌室(木造平家建) 約10㎡ ・倉庫・ゴミ置場(木・鉄骨造平家建) 約24㎡ ・自転車置場(軽量鉄骨造平家建) 約3㎡ ・倉庫(鋼板造平家建) 約9㎡ 			
予定価格(税込) (円/年)	1,410,000	入札保証金(円)	150,000	

- 1 建物の敷地の内、消防救急デジタル無線設備の佐伯中継局(以下「佐伯中継局」という。)及びその進入路については使用できないものとします。ただし、通行のために通過することを妨げるものではありません。
- 2 落札者は、市が定める予定価格(最低貸付価格)以上の価額で入札した者のうち最高の価額をもって入札した者となります。
- 3 入札書には、消費税及び地方消費税の額を除いた総額(年額)を記載してください。なお、落札額(=実際の貸付料)は、入札金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た金額(1円未満切り捨て)とします。
- 4 貸付種類は、借地借家法第38条の規定による定期建物賃貸借です。この契約に更新はなく、期間の満了により賃貸借は終了します。契約締結前には、同条第3項の規定により、「更新がなく、期間の満了により終了する旨」を記載した書面を、契約書とは別に借受人に交付し、当該書面の内容について口頭で説明します。

一 般 競 争 入 札

① 入札参加申込み

- 配布期間：令和8年5月1日（金）～5月27日（水）
- 現地見学会の申込期間：
令和8年5月1日（金）～5月27日（水）
※参加は任意で、不参加であっても入札申込みを行うことは可能です。（ただし、貸付物件の現状について、承知の上申込みされているものとみなします。）
- 現地見学会の開催：令和8年5月29日（金）午前10時～
※参加を希望される方は、開始時間までに現地にお集まりください。また、見学を終えた方から現地で解散とします。
- 入札参加申し込みの受付期間：
令和8年6月1日（月）～6月30日（火）
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日を除く）
- 受付場所：廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課
（庁舎4階）

② 入札参加資格証

- 入札参加資格の適合の確認後、入札参加資格証、入札書及び入札保証金の納入通知書兼領収証書を郵送します。
- 令和8年7月17日（金）までにこれらの書類が到着しない場合は、公共施設マネジメント課資産マネジメント係
（TEL0829-30-9180）までご連絡ください。

③ 入 札

- 入札期間：令和8年7月17日（金）から7月31日（金）まで
※持参する場合は、土・日曜、祝日を除く午前9時から午後4時30分までのみ受け付けを行います。

④ 開 札

- 日時：令和8年8月3日（月）午前10時～
- 場所：廿日市市役所5階 501会議室

⑤ 契約の締結 （貸付料の支払い）

- 契約締結期限：令和8年8月24日（月）
※ 契約締結時に契約保証金（手付金）が必要となります。
※ 入札保証金は契約保証金（手付金）の一部に充当します。
※ 契約保証金（手付金）は貸付料の一部に充当します。

⑥ 貸付開始日

- 令和8年9月1日（火）

一般競争入札参加申込要領

一般競争入札は、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している予定価格（最低貸付価格）以上で最高の価額をもって入札した者を貸付契約の相手方とするものです。

入札参加希望者は、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 申込みの受付

(1) 入札参加申込みの受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

- | | |
|--------|--|
| ① 受付期間 | 令和8年6月1日（月）～6月30日（火）
午前9時～午後4時30分
※ 閉庁日（土・日曜日、祝日）は受付を行いません |
| ② 受付場所 | 廿日市市下平良一丁目11番1号
廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課資産マネジメント係
(市役所4階) |

(2) 電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。

2 入札参加者の資格等

(1) 入札の参加者となることができるのは、個人及び法人とします。

(※ 2名以上の連名（共有）による入札参加も可能です。)

(2) 次の事項に該当する者は、入札に参加できません。

- ① 市税を滞納している者
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ③ 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者で、当該事実があった日から2年を経過していないもの
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）の適用を受ける団体（以下「無差別団体」という。）
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）

(3) 入札参加資格の確認のため、警察当局に照会します。照会の結果、入札参加者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該申込者の行った申込みは、無効となります。

〔 ※ 受付期間内に、一般競争入札参加申込みの手続きを済まされた方以外は、入札に参加できません。 〕

3 入札参加申込みの方法等

(1) 申込方法

一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書(様式第1号)に所定の事項を記入、押印の上、(2)に掲げる申込みに必要な書類を添付して、受付期間内に公共施設マネジメント課(市役所4階)まで持参又は郵送(受取日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、提出期限必着)により提出してください。

(※ 電話、ファックス及び電子メールによる申込みはできません。)

(2) 申込みに必要な書類

原本1部を提出してください。

① 誓約書(様式第2号)

② 口座振替依頼書(様式)

③ 印鑑登録証明書(法人は印鑑証明書)

④ 市税の納税証明書(廿日市市の市税について滞納がないことを証明する書類)

⑤ 委任状(様式第5号)及び代理人(受任者)本人と確認できるもの(代理人により入札及び契約しようとする場合のみ。本人確認の例は、社員証、運転免許証など)

⑥ 身分証明書(破産者等で復権を得ない者でないことを証明する書類で、本籍地の市町村長が発行するもの。個人の方のみ提出してください。また、外国籍の方は、本証明書は不要です。)

⑦ 商業・法人登記 全部事項証明書(法人のみ)

⑧ 役員等一覧(様式第3号)(法人のみ)

※ ③、④、⑥及び⑦については、発行後3ヶ月以内のもの。

※ 共有の場合には、連名者全員の書類が必要です。

(3) 物件の確認について

※申込みに当たっては、必ず物件の下見をして現況を確認してください。また物件は、現況(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。)のまま貸し付けします。

※申込みを行う前に必ず申込者自身において、現地及び物件の利用等に係る諸規制についての調査確認を行ってください。

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 物件説明書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、申込者の方は必ずご自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現況と差異が生じた場合には現況が優先されます。

イ 申込受付後の辞退は原則として認めません。やむを得ず申込みを辞退される場合は、辞退届(様式第4号)に辞退の理由を記入して、廿日市市経営企画部公共施設マネジメント課(市役所4階)に提出してください。

ウ 申込書その他の書類は、正確に記入してください。記入漏れのあるもの若しくは記載が不明瞭なもの、又は事実と異なる若しくは虚偽の記載がされているものは、無効となります。

4 貸付契約に係る特約事項

借地借家法第38条の規定による定期建物賃貸借契約を締結します。次の特約を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

(1) 佐伯中継局の進入路に相当する区域について、一時的な場合も含め、いかなる車両及び物品を設置することは認められません。ただし、通行のために通過することは可能です。

(2) 貸付期間

令和8年9月1日から令和19年3月31日までとします。(準備期間も貸付期間に含めるものとする。)

この契約に更新はなく、期間の満了により当該建物の賃貸借は終了します。

(3) 貸付料の支払い

令和8年度の貸付料については、令和8年8月31日(月)までに、本市が発行する納入通知書により、その指定する場所において一括前納するものとします。また、次年度以降の貸付料については、4月30日(休日(日曜日、土曜日及び国民の祝日)に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、納入期限直後の休日でない日)までに、その指定する場所において同様の方法で行うものとします。

(4) 費用の負担

ア 建物の構造の保全及び大規模修繕(外壁改修など)に関し必要な費用は、市の負担とします。

イ 佐伯中継局への電気供給に係る設備及び光回線の定期点検、臨時点検並びに修繕に要する費用は、市の負担とします。

ウ 次に掲げる費用は、借受人の負担となります。

(a) 貸付物件の修繕に要する費用(ア及びイに係る修繕を除く。)

(b) 電気、ガス、水道その他の使用料及びその設備の維持管理に要する費用(佐伯中継局への電気供給に係る設備及び光回線の定期点検、臨時点検並びに修繕に係る費用を除く。)

(c) 塵芥、汚物その他の処理に要する費用

(d) 工作物等の設置及び設置後の維持管理に要する費用(清掃の費用及び電球等の消耗品の交換工事の費用、敷地内の草刈りの費用、天井・壁・床の補修塗替え、その他軽微な修繕に係る費用を含む。)

(e) 既存設備等の使用及び維持管理に要する費用並びにその処分に要する費用

(f) 火災保険料、清掃に要する費用など財産の維持管理に要する費用

(g) 借受人の用途により消防法上必要となる消防用設備等の設置に要する費用及び当該設備を含む消防用設備等の点検に要する費用

(h) その他、市が(a)から(g)までに掲げるものに準ずると認めた費用

(5) 使用上の制限及び留意事項

ア 借受人は、市の承認を得ないで、貸付に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、質入れ若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等を行うことはできません。

イ 借受人は、市の承認を得ないで、建物の内外の様式替え、改修等により現状変更

することはできません（軽微な変更を除く。）。

ウ 借受人は、貸付物件に現状で備え付けられている設備等については、そのまま使用しても差し支えありません。なお、維持管理及び使用に関し発生する費用は、すべて借受人の負担となるほか、市においては、これらの設備等の更新及び撤去を行いません。設備等を処分する場合は、市の承認を得た上で、借受人の負担のもとで行ってください。

エ 貸付物件内の事故については、市は一切の責任を負いません。

オ 現状での貸し付けとし、必要となる内装及び設備等の工事の費用は、借受人の負担とします。なお、工事を実施する場合は、事前に市と協議し、承認を得て、設計・施工を行うこととします。

カ 将来にわたり、必要となる内装及び設備等の工事の費用は、借受人の負担とします。なお、この場合においても、事前に市と協議し、承認を得て、設計・施工を行うこととします。

(6) 借受人の義務

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業及び同条第5項から第11項までに規定する風俗関連営業その他これらに類する業務の用途に貸付物件を使用することはできません。

また、暴力団、無差別団体その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはなりません。

(7) 貸付期間満了時の条件等

ア 借受人は貸付期間が満了したとき又は貸し付けを解除された場合は、直ちに自己の負担で貸付物件を原状に回復して返還しなければなりません。また、その場合は各転貸借契約者との契約を全て解除してください。各転貸借契約者との契約に関することについては、市は一切の責任を負いません。

イ この場合、借受人は市に対し返還に伴って発生する費用及び立退き料を一切請求することはできません。

ウ 借受人は、市に対し、原状回復に要した費用、備品や機器類などの設置及び撤去に伴い支出した費用、貸付物件に投じた改良費、補修費等の有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(8) 実地調査

市は、随時、貸付物件の利用状況について実地調査を実施し、借受者に報告、資料の提出を求めることができます。

(9) 申込者が暴力団等に該当した場合の契約の解除

市は、賃貸借契約締結後、申込者が暴力団等に該当することが判明した場合は、貸付契約を解除するものとします。

(10) 第三者への承継

貸付物件を暴力団等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途に供し、また、これらの用途に供されることを知りながら、貸付物件を第三者に貸すことを禁止します。

(11) 電気設備及び光回線の点検及び修繕

貸付物件を経由して、佐伯中継局に電源を供給しています。当該設備に接続されてい

る屋内配線等の電気設備及び光回線に係る定期点検、臨時点検並びに修繕は市の負担で行います（借受人の故意又は過失によりこれらを故障させた場合はこの限りではない）。これらに関連する市職員又は市が発注した業者の貸付物件への立ち入りは、原則として、市と借受人が協議して期間を決定するものとします。緊急性を伴う場合は、事前の連絡なく立ち入りを行うことについて、借受人は合意するものとします。この場合において、借受人が不在であった場合は、立ち入りを行った旨を速やかに借受人に通知するものとします。

なお、貸付人は、(8)の現地調査又は本号の立ち入りにより、借受人の財産に損害を与えた場合は、金銭により補償するものとします。

5 入札参加資格証の交付

- (1) 申込みに当たっては、暴力団等の確認のため、次に掲げる情報を警察当局に照会しますので、あらかじめご了承の上、お申込みください。入札参加資格の適合を確認し、**令和8年7月17日（金）**までに入札参加資格証、入札書及び入札保証金の納入通知書兼領収証書を郵送します。なお、入札参加資格を満たしていない場合は入札参加資格不適合通知書を送付します。

【個人の場合】…氏名、ふりがな、住所、性別、生年月日

【法人の場合】…法人名及び法人の所在地並びに代表者及び役員等の氏名、ふりがな、住所、性別及び生年月日

- (2) 警察当局への照会の結果、申込者が暴力団等であることが確認された場合は、当該申込者の行った申込みは、無効となります。
- (3) 上記確認作業の状況により、貸付に係る事務手続きが一時的に留保される場合がありますので、あらかじめご了承の上、お申込みください。

6 入札の日時並びに開札の日時及び場所

- ① 入札期間 **令和8年7月17日（金）** から**令和8年7月31日（金）** まで
※持参する場合は、土・日曜、祝日を除く午前9時から午後4時30分までのみ受け付けを行います。
- ② 開札日時 **令和8年8月3日（月）** 午前10時
- ③ 開札場所 **廿日市市役所5階 501会議室**
※開札の立会いは任意とします。立ち会おうとする場合は、開札日時までに開札会場に入場してください。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の納付

ア 入札に参加される人は、事前に入札保証金を納付していただきます。

イ 入札保証金は、市が定めた金額を納付してください。

※ 共有により申し込まれた方は、各共有者毎に共有持分の割合に応じた額の入札保証金を納付してください。

ウ 入札保証金の納付は、入札参加資格証の交付時に同封する「納入通知書兼領収証書」をご使用ください。

エ 落札者が落札物件の賃貸借契約を締結しないときには、入札保証金は違約金として

廿日市市に帰属し、お返ししません。

オ 入札保証金は、その受入期間について利息をつけません。

(2) 入札保証金の還付等

次のア及びイの区分に従って還付等します。

ア 落札者

入札保証金については、契約締結までの間は締結確保のため引き続き入札保証金として廿日市市で保有し、契約締結時は、契約保証金へ充当します。

イ その他の者

落札者以外の方については、指定された口座へ入札保証金を還付します。**なお、入札保証金の還付には開札日から4週間程度の期間を要するため、あらかじめご了承ください。**

(3) その他

入札参加者が入札に関し、不正の行為をしたときは、納付した入札保証金は廿日市市に帰属します。

8 入札

(1) 入札の方法

- ① 入札書は、6①の入札期間中に、持参又は書留郵便の方法により、1(1)②の受付場所に提出してください。到達期限内に確認ができない場合は無効とし、期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しません。
- ② 所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（印鑑登録済の印としてください。）の上、提出してください。
- ③ 持参の場合は、別紙「入札書を封入する封筒の作成例」のとおり封かんの上、提出してください。代理人が持参する場合は、委任状を添付してください。委任状の封かんは不要です。
- ④ 書留郵便の場合は、持参の場合と同様に封かんの上、「廿日市市長（経営企画部 公共施設マネジメント課）」宛てに親展で送付してください。代理人が入札書を作成して送付する場合は、委任状を添付してください。委任状の封かんは不要です。
- ⑤ 入札書は、入札参加資格者証交付時に交付します。
- ⑥ 納付済の「納入通知書兼領収証書」の写しを「入札保証金振込証明書」の所定の場所に必ず貼り付けて入札書と併せて提出してください。「入札保証金振込証明書」の封かんは不要です。

(2) 入札金額の表示

入札金額は、年額の貸付料を表示してください。なお、年額の貸付料には消費税及び地方消費税の額がかかりますので、入札金額は、入札者が課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税の額を除いた（110分の100に相当する）金額を表示してください。

(3) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、提出した入札書の書換え、差し替え及び撤回はできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とします。

- ① 入札書に記名押印がないもの
- ② 入札書の記入文字が明確でないもの
- ③ 一つの入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- ④ 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ⑤ 入札者が、連合して入札したものその他入札に際して不正の行為があったもの
- ⑥ 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したもの
- ⑦ 予定価格（最低貸付価格）を下回る入札をしたもの
- ⑧ その他入札に関する条件に違反したもの

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、廿日市市が定める予定価格（最低貸付価格）以上の価額で最高の価額をもって入札した者としてします。
- (2) 落札者となるべき同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。開札に参加していない者など、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない廿日市市職員にくじを引かせます。

10 開札結果の通知

開札した場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札日の午後5時までには、落札者にのみ結果を電話連絡します（落札者が開札に立ち会った場合を除く。）。

11 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金（手付金）を納付しなければなりません。
- (2) 落札者の責めに帰すべき理由により契約が解除されたとき（落札者が支払期限までに貸付代金を支払わないとき等）は、契約保証金は廿日市市に帰属することとなります。

12 賃貸借契約の締結

賃貸借契約書に貼付する収入印紙など契約に必要な一切の費用は、借受人の負担となります。

13 公表

本契約を締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方）を公表します。

なお、契約相手方については借受人の同意を得た場合のみ公表します。

14 その他

- (1) 不正な申込みがあった場合は、その申込みは無効となります。
- (2) 物件の貸し付けは現況のままで行います。各自で必ず現地を確認してください。

- (3) 現地を確認される際には、周辺の迷惑とならないように注意してください。また、足元が悪いところもありますので、注意してください。
- (4) 賃貸借契約締結の日から物件の引渡しの日までの間に、廿日市市の責めに帰することができない理由により、物件を滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (5) 落札者が、賃貸借契約に定める義務を履行しないために、廿日市市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (6) 落札物件の活用にあたっては、法令等の規制を必ず遵守しなければなりません。
- (7) 貸付物件の貸付は、この申込要領の他、廿日市市契約規則（昭和63年規則第15号）によります。

15 暴力団等排除措置要綱等

○廿日市市物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要綱（抄）

（指名除外による排除等）

第3条 市長は、競争入札参加資格を有する者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、廿日市市競争入札資格者指名除外措置要綱（平成9年告示第25号）に基づき速やかに指名除外を行うものとする。

2 市長は、公有財産の売払いにおいて、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者を契約の相手方としないよう措置を講じるものとする。

（再委託の禁止）

第4条 市長は、物品調達等の契約の相手方（以下「受注者」という。）が別表に掲げる措置要件の1から5までのいずれかに該当する者に契約の履行を委託又は請け負わせることを、承認してはならない。

（契約の解除）

第5条 市長は、受注者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる場合に、当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。

（不当介入に対する措置）

第6条 市長は、受注者が契約の履行にあたって、暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、受注者にその旨を本市へ報告させるとともに、所轄の警察署に届け出させるものとする。

2 市長は、前項の報告があった場合は、所轄の警察署と協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、所轄の警察署に被害届を提出させるものとする。

3 市長は、前2項の規定について、機会あるごとに受注者を指導するものとする。

（関係機関との連携）

第7条 市長はこの要綱の運用にあたっては、警察等捜査機関との密接な連携のもと行うものとする。

別表

措置要件
1 代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。
2 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
3 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に

関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められるとき。

4 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは4に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

○廿日市市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、廿日市市からの暴力団の排除に関し、基本理念を定めるとともに、市及び市民等の役割を明らかにし、講ずべき措置を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 暴力団員及び現に広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が行われている者をいう。

(4) 暴力排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民の生活又は市内における事業者の事業活動に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。

(5) 事業者 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(6) 市民等 市民及び事業者をいう。

(7) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定により、広島県公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定されている法人その他の暴力排除活動を行う機関又は団体をいう。

（基本理念）

第3条 暴力排除活動は、暴力団が市民の安全な生活に悪影響を及ぼす存在であることを市、市民等及び関係機関等が共に認識し、相互に連携して一体となり、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、市民等の協力を得るとともに、県及び関係機関等と連携し、暴力団の排除に関する施策を推進するものとする。

2 市は、暴力排除活動を行おうとする市民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（市の事務及び事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、市が実施する入札に暴力団員等を参加させず、及び法令に違反しない限りにおいて暴力団員等を補助金、交付金等の交付の対象としないようにする等の必要な措置を講ずるものとする。

2 市（市が設置する公の施設の管理を委任された者を含む。）は、暴力団の活動のために公共施設を利用し、又は使用しようとする者に対し、使用の許可を与えないことができることとする等の必要な措置を講ずるものとする。

（県及び他の市町への協力）

第7条 市は、暴力団の排除のための施策が講じられるよう、県及び他の市町に対し、情報の提供その他の必要な協力を行うものとする。

物 件 説 明 書

この物件説明書は、貸付希望者が現地を確認される上での参考資料です。

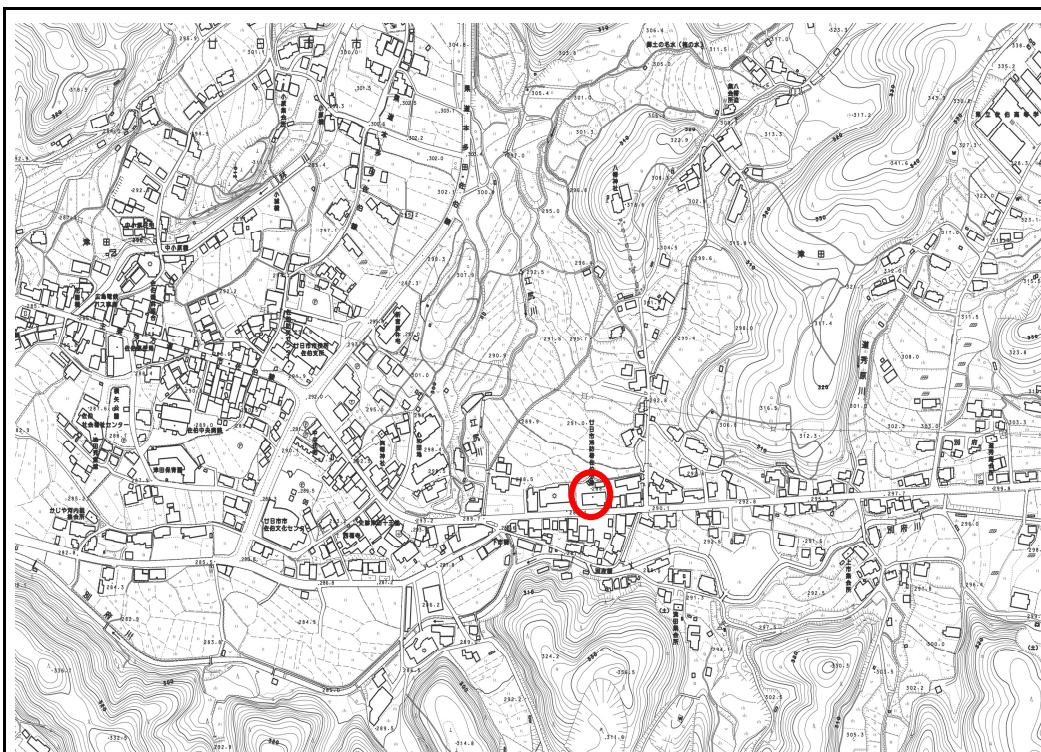
この物件は、現状のままで貸し付けします（図面と現状が相違している場合、現状が優先します）。

立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、廿日市市では一切行いません。

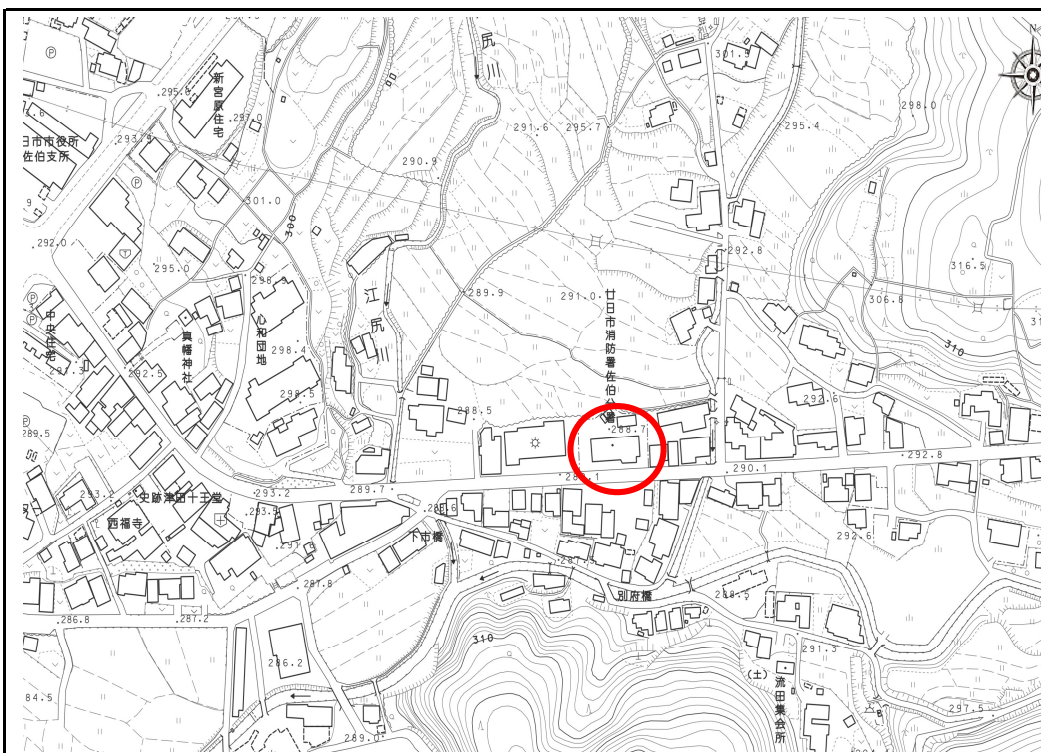
また、上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引込みが可能である場合に、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、廿日市市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせの上、各自で対応してください。

入札物件 1

貸付場所	廿日市市津田字江尻 1147 番 10 及び 1154 番 3 並びに地上建物 (消防救急デジタル無線設備の佐伯中継局及びその進入路である約 209 m ² を除く)			
貸付面積	土地：1,081.42 m ² 建物：428.61 m ² 及び附属施設			
建物概要	構 造：鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 種 類：事務所・車庫 床面積：1 階 316.11 m ² 、2 階 112.50 m ² 、計 428.61 m ² 建築年月：平成元年 10 月			
附属施設	<ul style="list-style-type: none"> ・滅菌室(木造平家建) 約 10 m² ・倉庫・ゴミ置場(木・鉄骨造平家建) 約 24 m² ・自転車置場(軽量鉄骨造平家建) 約 3 m² ・倉庫(鋼板造平家建) 約 9 m² 			
都市計画法 等 の 制 限	用途地域	準工業地域	そ の 他	宅地造成等工事規制区域
	建ぺい率	60%		景観計画区域
	容積率	200%		居住誘導区域
供給処理 施設の状況	電気	中国電力	下水道	公共下水道整備済
	上水道	広島県水道広域連合企業 団	都市ガス	なし
私道の負担等 に関する事項	なし			
公共機関等	佐伯支所	約 450m	さいき文化センター	約 500m
	佐伯消防署	約 600m	津田保育園	約 650m
	廿日市警察署 津田駐在所	約 550m	津田小学校	約 1.2 km
	佐伯中学校	約 850m	佐伯高校	約 850m
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件は、構造物・設備機器等を含めて現状有姿のまま引き渡しとなります。 ・建物引渡し以後においては、十分な注意をもって建物を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意してください。 			

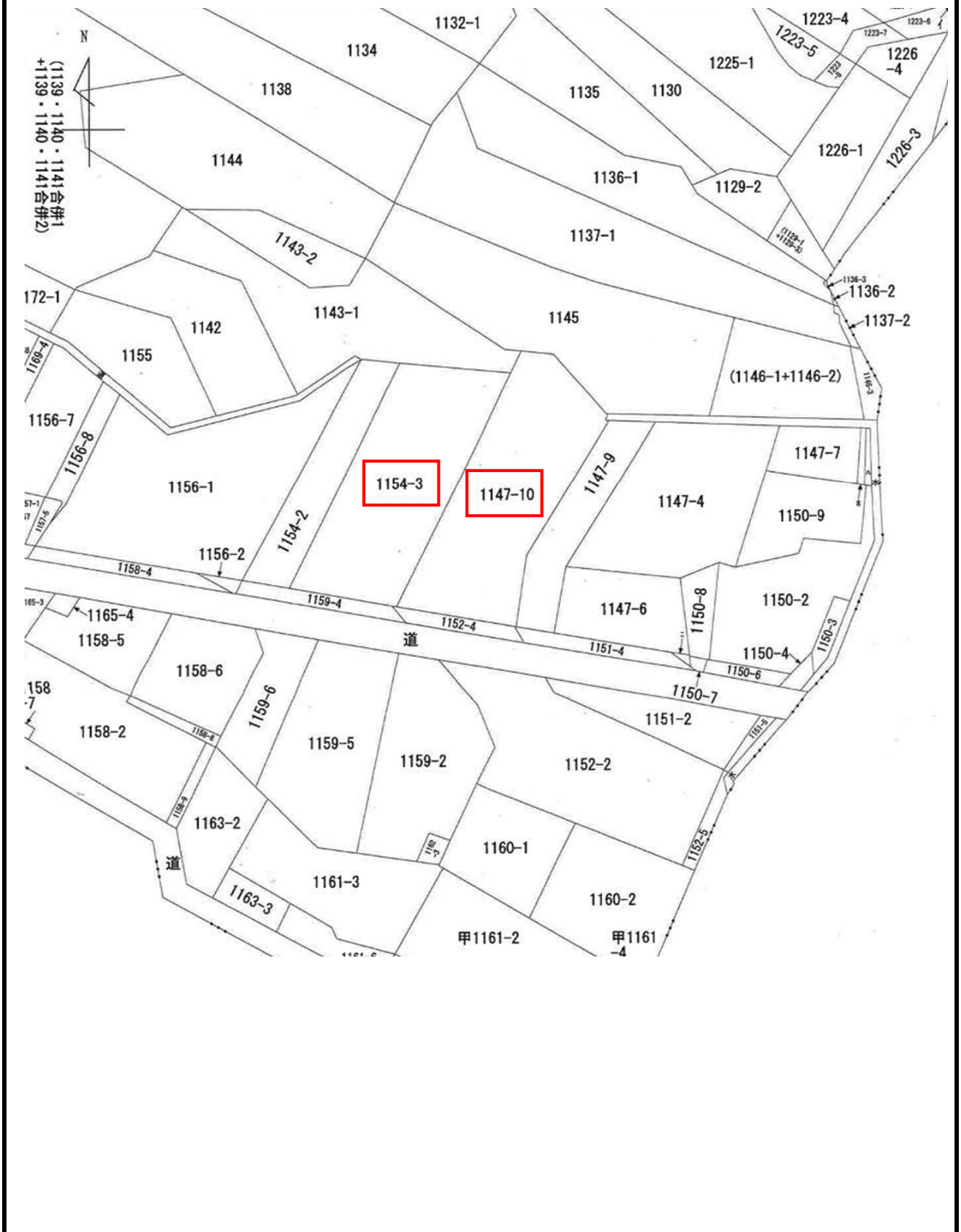


位置図



位置図

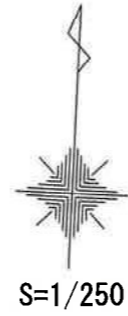
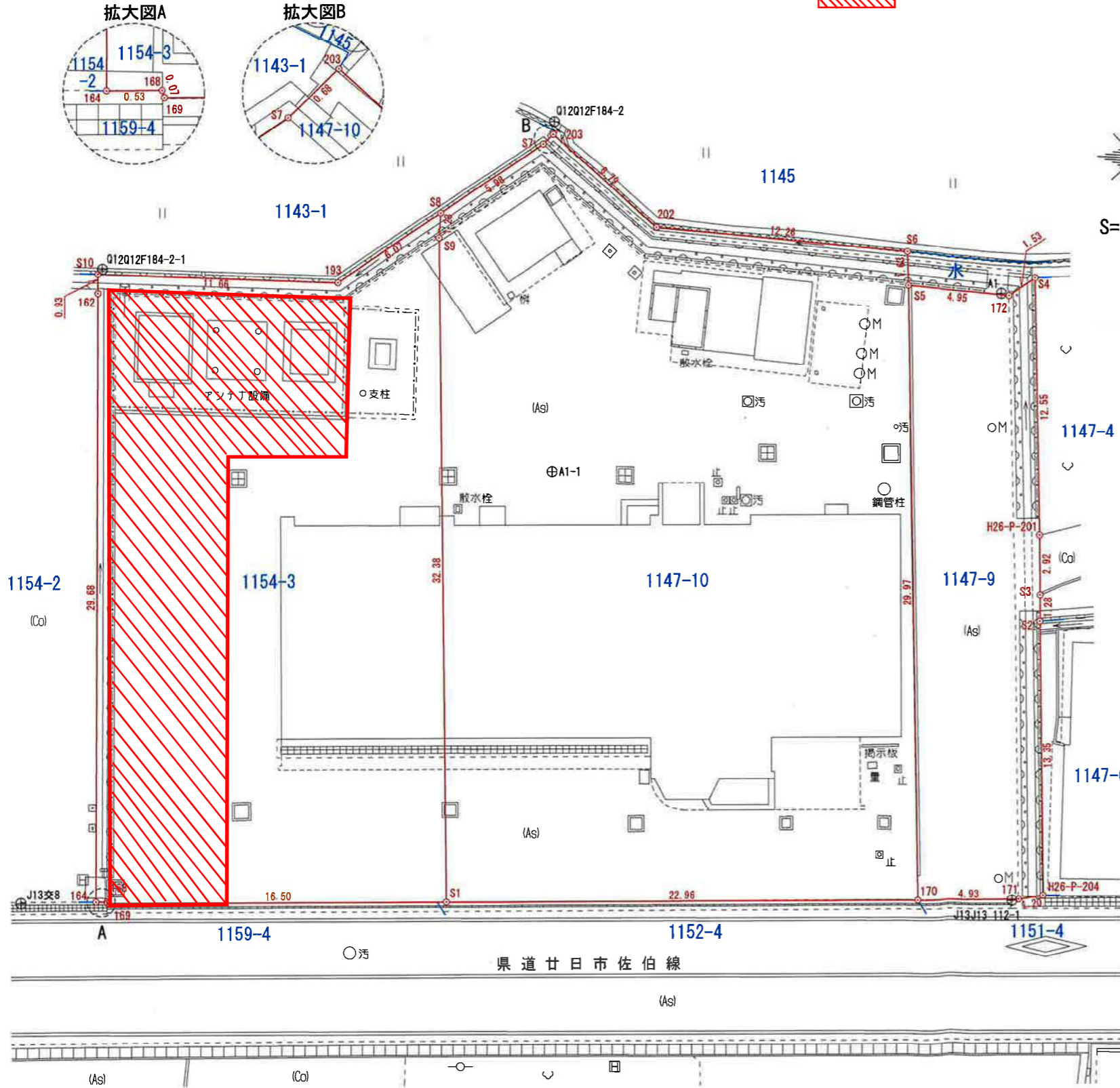
公 図



用地平面図

廿日市市津田字江尻

 貸付対象外区域



境界標及び座標値

境界点	境界標	X座標	Y座標
162	既設金属標	-181238.847	1382.803
164	既設金属標	-181268.501	1384.110
168	既設金属標	-181268.471	1384.649
169	既設金属標	-181268.540	1384.675
170	既設金属標	-181266.503	1424.083
171	既設金属標	-181266.222	1429.010
172	既設金属標	-181236.844	1427.144
193	既設金属標	-181237.771	1394.422
202	既設金属標	-181234.339	1409.823
203	既設金属標	-181230.055	1404.546
H26-P-201	既設金属標	-181248.450	1429.185
H26-P-204	既設金属標	-181265.983	1430.186
S1	新設金属標	-181267.705	1401.154
S2	既設金属標	-181252.653	1429.407
S3	既設金属標	-181251.371	1429.353
S4	既設金属標	-181235.924	1428.373
S5	既設金属標	-181236.585	1422.200
S6	新設金属標	-181234.954	1422.068
S7	既設金属標	-181230.554	1404.075
S8	新設金属標	-181234.137	1399.284
S9	新設金属標	-181235.374	1399.255
S10	既設金属標	-181237.913	1382.754

基準点座標リスト

測点名	X座標	Y座標
J13交8	-181268.736	1380.477
J13J13 112-1	-181266.304	1428.703
Q12Q12F184-2	-181229.452	1404.595
A1	-181236.760	1426.771
A1-1	-181246.488	1405.280
Q12Q12F184-2-1	-181237.676	1382.977

本物件現況写真



本物件現況写真



本物件現況写真



本物件現況写真

